

住民基本台帳法の目的規定（第 1 条）の改正経緯

住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）においてその住民を登録することによつて、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする。

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（昭和 6 0 年法律第七十六号による改正前）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

↓

（昭和 6 0 年法律第七十六号による改正後）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

1 住民登録法の目的

(「改訂 住民登録法詳解」(平賀健太・阿川清道共著) から抜粋)

住民登録制度の内容をなすものは、市町村の住民を公簿に登録し、これを住民の居住関係を公に証明する資料たらしめることである。・・・住民の居住関係を公証することによつて、一方においては住民の日常生活の利益を図るとともに、他方においては各種行政事務、ことに市町村の行政事務の適正簡易化を図るとというのが住民登録制度の目的である。・・・

本条は、単なる抽象的な法律の目的の宣言規定ではなく、各種行政機関は人の住所その他居住関係については本制度による登録の結果を事実認定の資料として使用することができる旨を明らかにするとともに、行政事務の適正簡易な実施ということが行政運営上もつとも重要なことがらである以上、各種行政機関に対して、この制度を尊重し、つとめてこの制度を行政事務の実施にあたって利用すべき義務を課した実質的に意味のある規定といわなくてはならない。・・・

本条に「住民」というのは、地方自治法第一〇条に「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」という住民と同一のものであり、「市町村の区域内に住所を有する者」をさしている。そして右にいう「住所」は、後にのべるように民法第二条に規定される「各人の生活の本拠」に外ならない。
・・・

住民登録制度は市町村の住民を住民票に登録することによって、住民の居住関係を公証することを直接の任務としている。ここに居住関係というのは、住民個人の現在の住所の所在だけでなく、住所の異動、住所の期間など直接住所に関連する事項はもとより、同一の住所において共同に生活を営む者の範囲、すなわち世帯の構成など住所と関係のある生活関係をふくみ、さらにこれらの生活関係の主体である住民個人の同一性を明らかにする氏名、出生の年月日、男女別、その属する戸籍の表示なども含まれる(法四条参照)。これらの居住関係は届出または市町村の職権によつて住民票に記載されるのであるが(法五条)、住民票の記載は戸籍と関連をもち(法九条・十六条)、さらに市町村の当該吏員は住民票の記載事項となつている事項については事実の調査権を有するのであるから(法三一条)、住民票の記載は事実に合致するものとしての強い推定を受ける。しかして住民票は市町村が法律によつて与えられた権限にもとづき地方公共団体としての資格において作製するものであるから、それは市町村の住民の居住関係を公に証明する公正証書といわなければならない。・・・

住民票が市町村によつて公に作製される公正証書であり、その記載が事実に合致するとの強い推定を受ける以上、各種行政機関はその行政事務の処理上住民票の記載事項となつている事実については、住民票の記載だけによつてこれを認定することができるのはもとより、裁判所もこれを事実認定のための証拠として採用してさしつかえないわけである。のみならず、さきにのべたとおり第一条は住民登録制度の目的が各種行政事務の適正簡易化にあることを明言しているのであるから、法律は行政機関に対しては住民票の記載を行政事務の適正簡易な処理のための事実認定の資料として尊重し、利用すべきことを命じていると解すべきである。・・・

住民票には、住民の氏名、出生の年月日、性別、本籍などが記載される(四条)。これらの事項はいずれも個人を特定するための最小限の事実であるが、各人の日常生活の

面においてはこれらの事項を証明する必要に迫られることがすくなくない。従来においてはこのような場合には戸籍謄本又は抄本を用いたのであるが、住民票の記載は戸籍と対照されることとなつていたので（一六条）、上記の諸事項に関しては住民票は戸籍の代用としての効用をもっている。・・・

住民登録の本来の効用は戸籍その他の諸公簿をもつては証明のできない住民各人の住所の所在、その期間、住民たる資格、世帯の構成など現実の居住関係にもとづく諸事実を住民票によつて簡易に証明することができるという点である。地方自治法その他の法令は、地方公共団体の住民たる資格にもとづいて生ずる各種の権利義務を規定している。また住所や世帯の構成（たとえば同居者かどうかの別）も、一般に公法上及び私法上種々の面において各人の法律上の地位に重大な意義をもっている。しかるにこれらの住民資格、住所、世帯の構成などの証明は、もしこれらを登録公証する制度が法制上確立されていなくとするならば、事実上はなほだしく困難となり、簡易迅速にその目的を達することができない。住民登録はこのような居住関係事項の簡易な証明資料となるのであつて、このことがとりもなおさず住民各人にとつての大きな利便となるのである。・・

住民登録法にもとづく住民票は、単に行政事務処理の便宜上各人の所在を明らかにするために作製される市町村内部の書類というだけにとどまるのではなく、これは一般に公開せられ、・・・これに登録されたものはこれによつて市町村の住民であること、住所の所在その他の居住関係が公に証明され、その居住関係にもとづいて各種の選挙権、住民税の納税義務その他各種の権利義務が生ずる。したがつてこの点において住民票は権利義務に関する公正証書ということができればかりでなく、さらに住民票に記載される各人の氏名、出生の年月日、本籍などは戸籍の記載事項と対照され、これと一致すべきものであるから（法一六条参照）、これらの事項に関するかぎりにおいては住民票の記載は戸籍の記載と同等の証明力を有するといわなければならない。しかも住民票の記載が基礎となつて各種行政事務の処理、たとえば選挙人名簿の調製などがなされることを考えれば、住民票の記載の公正を担保する必要は決して戸籍に劣るものではない。したがつて虚偽の届出にもとづく住民票の記載に対して刑法第一五七条の適用があると解すべきである。

2 住民登録法から住民基本台帳法への改正理由

（住民台帳制度の合理化に関する答申（昭和41年3月18日）（抄））

現行法令のもとにおいては、住民登録、国民健康保険、国民年金、食糧配給、選挙、住民税等各種の行政ごとに別々に住民に対して届出義務を課し、あるいは市町村において住民の状態を調査し、これらに基づき各行政ごとに台帳を作成することとされているため、次のような種々の問題が指摘されている。

第一に、住民の市町村に対する届出に関する制度が重複し、かつ、不統一である。・・

第二に、住民の台帳に関する制度について、次のような問題がある。

市町村においては、住民登録、国民健康保険、国民年金、食糧配給等個々の行政ごとに、届出または調査の結果に基づいて多数の台帳を調整することとされているが、この

ことは、市町村における事務処理を複雑にしているのみならず、一元的な住民の実態把握を妨げている。すなわち、前述のような住民の側の届出の不正確さが、各種の台帳間にそごを生ずる原因となつていことはもとよりであるが、市町村の側における台帳整理の面においても、各種の台帳間の統一を確保するためのしくみが効果的に行われていない。現行の住民登録は、他の行政において十分に利用されておらず、各行政ごとにばらばらに住民の実態について調査が行われていることが多く、一の調査において住民の実態を把握した場合においても、それが他の台帳において利用されることは少ない。・

このような考え方にに基づき、次のような基本方針のもとに、住民台帳制度の合理化を図ることを適当と考える。

- 一 各種の台帳を統合し、あらたに住民基本台帳を設け、これを各種行政の基本とすること。・・・
- 二 各種の届出を極力統合すること。・・・
- 三 住民基本台帳を各種行政の基本とするため、常時誤りを発見して、訂正するための措置を講ずるとともに、毎年定期に住民の実態の調査を実施すること。・・・
- 四 住民台帳に関する基本法を制定すること。

3 昭和60年法律第76号による改正において、法の目的規定に「住民に関する記録の適正な管理」という文言を加えた理由

（「61年・改正住民基本台帳法の要点」（自治省行政局振興課編著）から抜粋）

住民基本台帳制度は、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う制度であるが、あわせて住民記録の保護等その適正な管理に努めることが必要であり、一定の措置が講じられてきたところである。しかしながら近年における社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、住民基本台帳の公開の制限等、より一層の適正な管理を望む声が強まってきていたところであった。

そこで、法の目的規定中に住民に関する記録の管理を適正に行う旨の文言を加えることにより、住民記録の適正な管理を図ることも、住民基本台帳制度の目的のひとつであることを明確にしたものである。

「住民に関する記録の適正な管理」とは、市町村において、当該市町村の住民に関する記録が適正に保護、管理されることをいうものであるが、具体的には、住民基本台帳の作成・管理、住民記録の正確性の確保、各種届出の義務化等、従前から法に定められている適正な管理のための所要の措置とともに、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付等に係る合理的な制限、住民基本台帳の閲覧等の制度を利用する者の責務、市町村選挙管理委員会等における住民記録の適正な取扱いの責務等の今回の改正により新たに付け加えられた事項を指すものである。